直野 章子

1 「戦争被害受忍論」とは

一単二、被告受え記しとに

これは ればならないやむをえない犠牲であり、国家は被害を補償する法的義務を負わない。 身体、財産の被害を耐え忍ぶべく余儀なくされるが、それは国民が等しく受忍しなけ 戦争という国の存亡をかけた非常事態のもとでは、全ての国民は多かれ少なかれ生命、 「戦争被害受忍論」もしくは「国民受忍論」(以下「受忍論」)と呼ばれるロジック

である。国家存立のためならば国民がその命をも犠牲にして当然という価値規範を内包し

れた最高裁判決によって誕生したものである。 する補償請求権を否定する論理として、一九六八年に在外財産補償請求事件において下さ ているため、 国家無答責の法理とは違って、戦後処理によって戦後生じた損害(在外財産損失)に対 日本国憲法下で作られた「法的」な論理であるとは思えないであろう。

まった当初から受忍論を引用し、訴訟の早期結審を要求した。最近の適用例でいうと、 訴訟と大阪空襲訴訟(ともに二○○八年提訴)において、被告である日本政府は、 二〇一一年の元シベリア抑留者訴訟の大阪高裁判決と一三年の大阪空襲訴訟の大阪高裁判 受忍論は過去のものではない。日本政府に対して謝罪と国家賠償を求めた東京空襲集団 訴訟が始

決がある。

取り上 成過程を検討したうえで、受忍論が戦後補償制度において果たしてきた役割を批判的に考 法学における研究は近年になってようやく取り組まれてきたものの判例研究 本稿が明らかにするように、法的根拠に基づいて形成されたものではなかった。 受忍論は げられることは極めて稀である。本稿では先行研究で見過ごされてきた受忍論 |補償制度を批判的に論じる歴史学的な先行研究においても、受忍論が正 戦争被害に対する補償請求を却下する法理としてたびたび援用されてきたが、 の域 面 の形 [から

察する。

2 受忍論の展開:司法判断を中心に

リーディング・ケース (leading case)

H 項(「私有財産は、 有財産が賠償の一部として処理されたことは公用収用にあたるとして、憲法第二九条第三 を失うことになった。財産の処分権がカナダ政府に引き渡されたからである。そこで、所 年九月にはカナダを含む交戦国との間にサンフランシスコ講和条約が結ばれたが、条約第 は、所有財産を残したまま日本に引揚げることになった。戦争終結後、占領期を経て、五 判決が下されたものである。一九四一年の戦争勃発を受けて、カナダに在住していた原告 [本政府を相手に訴訟を起こした。 四条a項(賠償・在外財産に関する規定)によって、原告は現地に残していた財産の所有権 受忍論のリーディング・ケースとなった在外財産補償請求事件は、一九六八年に最高裁 正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」)の適用を主張して、

191

された受忍論をみておくことにしよう。

本事件の背景にある在外財産補償問題については後述するが、ここでは判決文で打ち出

地のない問題といわなければならない(『判例時報』538:7-8)。 きに説示したように、憲法二九項三項の全く予想しないところで、同条項の適用の余 堪え忍ばなければならないやむを得ない犠牲なのであって、その補償のごときは、さ のような戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、多かれ少なかれ、国民のひとしく て、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。[中略]こ 和条約による〕在外資産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害とし 害として、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであり、右の〔対日平 余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損 は、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく ところで、戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあって

原爆被爆者対策基本問題懇談会意見書

間 が被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟の最高裁判決(一九七八年)であった。最高裁は原爆 .題懇談会 (基本懇) の意見書である。 基本懇設置の直接の契機は、韓国人被爆者 訴訟事案ではないが、受忍論が最も規範的な形で適用されたのが、原爆被爆者対策基本 ・孫振斗

る。

た政 は、 被 害を招 被 府 |爆者対策を社会保障制度 の見解に いた戦争に対する国の責任を指摘し、 再考を迫ることになった。 の枠内に収めることで被害に対する補償責任を否定してき 国家補償が適当であると示唆したが、それ

牲 的補償責任は否定された。そのうえで、放射線による晩発性の健康被害 は 基 本懇が設置され、八〇年一二月に意見書が提出された。意見書では、 「被爆者 として認められた。加えて、 |裁判決を受けて、被爆者対策の「基本理念および基本的在り方」を検討するために の福祉 の増進を図る」ための社会保障対策であるとして、被害に対す 国民は戦争被害を受忍すべしとの規範論が展開されてい 被爆者対策の基本 「のみが「 特別 る国 の犠 の法

身体・ 忍しなけ それは、 ともかく、 よそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにお 財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、 れば 国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受 法律論として、 ならないところであって、 開戦、 講和というような、 政治論として、 国の戦争責任等を云々するの いわゆる政治行為(統治行為) いては、 国民 がその生命・

は開かれていないというほかはない(被爆者援護法令研究会:890)。 ついて、国の不法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途

りにあるような統治行為論を主張すれば事足りるはずであるが、戦争被害は「国民がひと しく受忍しなければならない」という価値規範が盛り込まれたのである。 戦争被害に対する国家の法的補償責任を否定するためには「法律論として」というくだ

名古屋空襲訴訟

受忍論と立法裁量論を併用しながら原告の訴えを退けた。 引用して原告の訴えが無効であると主張した。八七年六月、 たるとして賠償を請求する訴訟である。被告の国はリーディング・ケースにある受忍論を 空襲被害者への援護制度が制定されていないのは、 おいて下された。旧軍人軍属等に対しては補償・援護措置が講じられているのに対して、 受忍論を身体被害にまで拡大適用した最初の最高裁判決が、 法の下の平等に反し、立法不作為にあ 最高裁は被告側の主張通り、 名古屋空襲補償請 求事件に

韓国人・朝鮮人元BC級戦犯訴訟

決は、 び在日朝鮮人が補償と謝罪を求めて起こした訴訟において、 る 生じた、日本国民が等しく受忍すべき右戦争犠牲ないし戦争損害と同視すべきもの」であ で、その生命・身体に関する損失は、「今次の戦争および日本の敗戦という事実に 用 う説くものであ 断じた(『判例時報』1600: 15)。 ざれ 受忍論は てい 原告が「服役 . る。 「国民受忍論」とも称されるように、 るが、 日本が敗戦した後、 した当時において、 大日本帝国の旧植民地出身者、 BC級戦犯として拘束された元日本 日本国籍を有する日本国民であった」という理由 日本国民が戦争被害を等しく受忍するよ つまり 元 九 九六年九 日本国民」に対 軍 月 庽 の韓 0 東 基づ 京 国 しても適 地 、およ 裁 7 判

東京空襲集団訴訟・大阪空襲訴訟

元シベリア抑留者、

中国

[残留「日本人」孤児、台湾人元日本兵、

従軍

慰安婦

他に

裁と大阪地 にされ た女性らなどが起こした訴訟において受忍論が引用されている。近年では、 裁で提訴された二つの空襲訴訟において受忍論が争点となっ た。 東京地

戦後六○年を過ぎてから二つの集団訴訟が提起された背景には、

旧軍人軍属との援護上

降、 非戦闘員の空襲被害者には何ら援護や補償の措置がなされていないという差別的扱いにつ の格差が憲法違反の域に達しているとの認識があった。サンフランシスコ講和条約発効以 いてである。 旧 !軍人軍属とその遺族に対する援護と補償の総額が約五○兆円以上に上るのに対して、 しかし、名古屋空襲訴訟の最高裁判決が大きな壁となっているために、受忍

論

の克服が一つの重要課題として取り組まれた。

事態が憲法第一四条に違反することが「あり得る」ことを認め、受忍論を盾に空襲被害者 京高裁判決では受忍論が採用されなかったが、一三年一月に下された大阪高裁判 ては引用された。ただし、名古屋空襲訴訟最高裁判決で展開された受忍論を引用しながら の補償責任を全面的に否定することはなかった。 二〇〇九年一二月の東京地裁判決、一一年一二月の大阪地裁判決および一二年四月の東 実際の被害に不均等が生じていること、戦後補償の有無によって不均衡が生じている 決に お

3 受忍論誕生の背景とリーディング・ケース―― 在外財産問題

第三次在外財産問題審議会

司法の場で受忍論を最初に確立させたのは在外財産補償請求事件の最高裁大法廷判決で

外 設置され 争 副 13 か た 年 私 る 戦 あ て結論 財 なる ら六三年 者 有 権 理 Ŧ. 0 0 る 結 敗 事 産 月 財 袔 0 年一一 を出 遺 には 産 問 お を 戦 長と六名の 喪失し 題 そ る 族 0 時 訴 がに対 不 対 Ü そ ħ すことが期 ことになった。 訟 13 肻 月に 最終的には司法府で判断が確定されるべきであるとしながらも、 策 が か 引揚者給付金等支給法」が成立し、 0 お の背景には 議 あ け Ľ 侵原則を掲 た引揚者 権 61 で在 て外 出 á て、 国会議 員 利 連 との された答申は、 者 敗戦 待 外財 盟」が国会議 が 国 理 され 所有 たちは、 在 員を含む二六名の委員 (III げて、 亩 審議会では、 産 時 植 の年齢 外財 で国会議員を委員 た(内閣総理大臣官房管理室 問 財産を失ったことから 民 題が 在 (地を含む) に在 一九 産補償問題」 外 再燃し、 在外財産補償請 員も委員に に応じて給付金が支給されることとなっ 、財産に対する補償を要求する陳情運 四六年に 在外財 六四年一二月に第三次在外 が で構成されることとなっ 加えるよう要求 に任命 産に対する法律上 「引揚者団体全国連合会」(全連) 0 た財 ぁ 引揚者とその遺 生じ った。 産を意 Ĺ $: 24)^{\circ}$ 件が しない た諸 在外財 *最高 味 方 政 問 Ĺ 題 針だったが、 府 一の補償 を指す。 裁 ば 族 産 在外財 に上 結局、 とは、 当 お ょ 初、 5 び 引 ! 告 義 財 動を始 審 中 引 務 産 産 アジ 在 議会 揚者 たが、 揚前 問 で 自民 問 外 0) あ 要否につい 題 財 題 ア 審議会とし が た。 を結 は全 太平 に死 産に とは、 党の「在 の応 審議会が ることを 六二年 成 連 援団 対 敗 す

として影響力を行使したために、政策的措置を提言することになった。 ては国に法的補償義務はないと結論づけた。しかし、国会議員や全連の代表が審議会委員

という内容の合意文書が交わされ、残された問題は社会保障の拡充で対応されることになっ で、特別給付金をもって「あらゆる戦後処理に関する諸措置は一切終結したものとする」 「引揚者等に対する特別交付金」が給付されることとなった。同時に、自民党と政府の間 答申の趣旨に沿って立法措置がとられることになり、一九六七年六月の閣議決定により、

受忍論の形成――在外財産補償請求事件

た(『読売新聞』1967.6.27夕)。

決は在外財産問題全般に波及することが考えられたため、各方面で話題を呼んだ。しかし、 が、補償に関しては、具体的な法律の規定によるとして原告の訴えを棄却した。第二審判 公用収用に該当しないため政府に補償義務はないとして原告の訴えを棄却した。他方、第 れることになる。第一審判決では、在外財産喪失は外交保護権を放棄したものにすぎず、 二審判決は、本件の在外財産喪失は公用収用に該当し、国に補償義務が生じると判断した 在外財産問題は六七年に一応の決着を見たが、その翌年に最高裁で法的にも結論が出さ Ź

と 最 0) 高 判 裁 例 判決により、 が 作 られ ることに 在外財 な 産 る。 の補償や戦争損害補償一 般に関しては、 憲法の適 用 外

な違 権 つまり、 威とし 最 V 高 もあ 裁判 答申 てお墨付きを与えたことになるだけでなく、 決 Ó は のなかに受忍論の萌芽がみられたといえるのである。 在外財産に対する国 の法的補償義務を否定した審議会答 審議会答申 の内容と酷似 ただし、 申に対して、 両者 してい には重要

最 高 裁判決では、 在外財産損失の補償を否定する理由として次の点を挙げてい

- (2) (1) 非常 敗 戦 国 事態にあ の立 場上、 っては、 平和条約 国民が等しく犠牲を受忍しなければならなか の締結を憲法の枠外で処理せざるを得なかった。 0
- (3) あ 戦 争 から憲法が ・損害は、 :適用されない 玉 戻 が等しく堪え忍ばなければならない、 やむを得ない犠牲なので

社会通念を挙げているが、 法的 補償 義 一務を否定するために、 これは、 第三次在外財産審議会答申の論述と酷似している。 戦中か ら占領期にかけての政治・社会状 況 P 戦 時 中 審 0

議会答申においては、 憲法の文理解釈よりも「さらに基本的な問題」として次の二点が挙

げられていた。

- 1 とであり、憲法の規定は適用できない。 敗戦国の立場上、憲法の枠をこえるような処理が行われることは避けられないこ
- 2 害が生じたなか、在外財産喪失についても「一般の国民の感覚からいえば」憲法の 補償対象に該当しない。 「戦争ないし敗戦という国の存亡にかかわる非常の事態」において多くの国民に被

さらに、次の点を挙げている。

(3) 財産の損害だけに平時の憲法条項を当てはめて補償することは、各種の戦争損害を こうむった一般国民の納得する理論にはならない。 戦争中に損害の発生は不可避であり、被害に対する責任追及も困難なため、 う

判

ざれ

るべ

覚 府 ょ لح 高 り設 裁 判 置 決 され 分を除 の①と答申 た 審 61 電議会 、 て答: 'n 申 の答申 ①とは合致しており、 0 ② お とは、 よび③と酷似 内 容的 にほぼ合致 してい 最高 裁 る。 判 してい 決 つまり、 の②お るとい よび③は、「 司 ・える 法 府 0 0) Ć 判 玉 あ 断 断と行政 民 る 0 感

勘 が 抇 上 玉 項 家し を重 げて 民 を平 さまざまな戦 両 0 者 感覚 視 補 時 とも した と同 償 か す を挙 なる 断 0) Ź 様 在 争損害を忍受しているなか、 は 0 K 外 げて 措置を採るかについては、 は 適 審 財 不公平であるというニュ 用 産 議会答申だけでは いる。 することはできない 0) きであるとしてい 損 失を戦争損害 国民 は ひみな戦 ない。 の一種 と論 争被害を受けたのだから、 た。 戦 在 第二審判決も本 アンスが強く示唆されて 後 |外財産の喪失だけを特別 じるが、 ととらえながら、 |処理全般のなかで他の被害との公平さを その根拠として答申 事件 憲法に の被告 在 (V る。 定定め に補 こであ 外財 発産だ 賞す 被害 では られ る 国 にけを た補 ることは 0 公平負 国民 取 般 償 ŋ

決に は 審 判決 立法的に処理されるべきであるとしている。 比べて論 n に対 は、 他 て最 理 0 戦 展 争 高 開 被害を念頭に 裁 が粗雑で、 判決は、 下級 基本 置きなが 審 的 記に国 の判決や ら在 側 0 とくに高裁判決は「損害負担の公平」の重 |外財産損失の補償につい 玉 主 張を採用 側の主 用し 一張から質的 てい る が、 13 変化 第一 ては Ĺ 政策 こ い 的 る。 第二 દ 審 下級 判

国民すべてが「多かれ少なかれ犠牲を余儀なくされた」と大雑把に論じた上で、それらの 裁判決は「損害負担の公平」に触れることなく、財産損失を生命や身体の被害と並列して、 要性を強調したが、それは、控訴審における国側の主張とも合致している。しかし、最高

犠牲は「国民の等しく受忍しなければならなかったところ」であると言い切った。

理を提供することになったのである。 なのだから憲法上の補償の対象にはならないと断じることで、審議会答申、下級審の判決、 失も他の戦争被害と同様に「国民のひとしく耐え忍ばなければならないやむを得ない犠牲 解を得ることはできないという認識だった。しかし、最高裁判決においては、在外財産喪 被害を受けたなか、在外財産喪失のみを特別に補償することは、公平さに欠け、 .側の主張から飛躍して、身体や生命の被害を含む戦争被害全般を補償の対象外とする論 審議会答申、下級審の判決、国側の主張に共通するのは、国民全体が生命や身体も含む 国民の理

4 受忍論と不平等の拡大

忍ぶべく余儀なくされたのは事実である」と、受忍論に理解を示す人も少なくないであろ 戦争被害に対する補償を要求する被害者に対して、「戦争中に大多数の国民が被害を耐え

う。受忍論は歴史的事実を述べているにすぎないように思えるかもしれない。また、そこ 解することはできない。受忍論が引用された文脈を含めて分析することで、初めてその効 に損害の公平負担原則を読み取ることもできよう。しかし、その叙述内容から受忍論を理

戦後補償制度との関連

力を掴むことができるのである。

等な結果となる。さらに、戦争被害に対する援護・補償措置によって、受忍の度合いにお もできない。被害自体が等しくないのだから、被害を耐え忍ぶという点においても、当然 に補償が拒絶されたならば、被害が甚大な者が、より多くの受忍を強いられるという不平 ながら等しくはないことになる。それにもかかわらず「憲法が予想しない」として、一律 命における「多少の」犠牲などありえないし、生命、身体、財産の被害を同列視すること これこそが総力戦における国民統合のロジックであるといえよう。しかし、そもそも、生 かったことになる。あたかも国民間における犠牲の平等負担をうたっているかのようだが、 と、戦争および敗戦によって生じた被害は「国民はみなひとしく」受忍しなければならな まず「国民はひとしく受忍すべし」という主張について検討してみよう。受忍論による

ける不平等は拡大してきたのである。

には、 護法や恩給法で援護・補償措置が講じられているといったほうが精確なのである。 ない。 より手厚い保護が与えられてきたのである。しかし、戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象 と同様に、 にはその特権を失っていた旧軍人・軍属らの援護が優先されることになる。戦中の援護策 の雇用関係や特別な権力関係および被害の原因行為の公務性が根拠になっているとはいえ 講和条約発効直後から、数多の戦争被害者の中でも、戦中・戦前に厚遇を受け、占領期 むしろ、「お国のために犠牲となった」と国家が認定した被害者に対して、遺族等援 沖縄戦の被害者や特別未帰還者などの民間人も含まれているように、必ずしも国と 国家による動員の強制力が強く、公務性が高いと国から認められた者に対して、

没者に対する国の感謝及至報償であることを根本精神とする」と位置づけられている 族等の扶助に関する法律 『第一三回 遺族等援護法制定をめぐる国会審議のなかでは、戦傷病者や戦没者等が「国に殉じた者 国 元来国としての当然の責務」であると吉武惠市厚生大臣(当時)が答弁している 国のために命を捧げたのだから、これらの者やその遺家族を「国が手厚く処遇 会衆議院厚生委員会会議録』第一二号)。また、厚生省の「戦傷病者および戦没者遺 (仮称) 骨子案」(一九五一年一○月三日付) によると、遺族年金は (植野

基本の方針をはっきり確定」していると述べた(『第一二回国会参議院厚生委員会会議録』第三号)。 国としての傷痍軍人に対する労り、謝意というものも表明し得るような措置を講ずるという て推進されていた。橋本龍伍厚生大臣挨拶の原稿と推測される資料には、「戦死者の遺族 戦没者や戦傷病者に対する援護措置は、軍事力の強化という当時の政治的思惑を背景に 参議院厚生委員会(一九五一年一〇月一七日)において橋本龍伍厚生大臣

手厚く援護・補償することが重要となってくる。そして、「自ら進んでお国のため 士: あろうか」とある (植野 2010: 78-79)。 つまり、靖国問題にも通底する点であるが、戦没兵 及を防ぐ役割を果たすのである。 なった」と、被害者の主体性を強調することで、援護・補償の制度は国家に対する責任追 り戦場に赴いて被害を受けた軍人等を「お国のために殉じた者」として感謝し、 に貢献しようとはしないであろうという懸念があったのである。だからこそ、国の命によ iを顕彰しながら国家が遺族を手厚く援護する制度を整えない限り、誰も命を懸けて国家 顕彰 に犠牲と

にして今後の民生、民心を安定せしめ、いかにして祖国の防衛を全うすることができるで に対し、単に『お灯明料程度』を支給してもって足れりとするが如き態度をもって、いか

!が遂行した戦争によって被害を受けたのは、当然ながら軍人や軍属だけではなかった。

玉

遺族等援護法案を審議した国会において、末高信・早稲田大学教授(当時)が軍人軍属とそ 般の事情によって実現するに至らなかった」のである (坂本:40)。 じて無差別平等に援護するという考えは、厚生省の内部でも検討されていた。しかし、「諸 の遺族を優遇すべきではないと異論を述べたことはよく知られている。そして、必要に応

受忍論の適用が生み出す不平等

きという主張ではなかったはずである。むしろ、下級審では戦争被害の公平負担が論じら 家に被害を補償する法的義務はないという論理に転換していくのである。 戦争においては国民すべてがいかなる被害をも耐え忍ばなければならないものであり、 れていた。しかし、後の戦後補償訴訟や被爆者対策に関する意見書に拡大適用されるなか、 て強調しておきたい。財産損失に対して補償しないのだから身体や生命の損害も受忍すべ 受忍論のリーディング・ケースは財産損失に関する判決のなかで展開されたことを改め

名古屋空襲訴訟最高裁判決が身体被害に対して受忍を説いているが、そこには立法裁量論 スの判決を下した判事の一人である田中二郎が草稿執筆を担当していた。訴訟においては、 最も規範的な論を展開したのが第二節でみた基本懇意見書であるが、リーディング・ケー

犠牲 至 想 が 野党の議員たちが「戦時災害保護法案」を一四回にわたって国会に提案したが、すべて廃 講じな 0) が永田 しな .併用されており、「受忍しなければならなかったところであり、 った」と評 の態様によっては何らかの立法措置や行政措置を講じることが必要であ 国秀樹は いところ」という理由のみで切り捨てることはなかった。この点に関 ってい からこそ原告は司法府に訴え出たのである。七○年代から八○年代にかけては、 価 「戦争犠牲をひとくくりにして補償なしとすることはできず、 している (永田:166)。 しかし、そもそも立法府および行政府が援 補償に関しては憲法 最高 るとの認識に して憲法 護措置を 裁自身が 学者

政 判 を強い続けるという効果をもってしまうことになる。空襲被害者など「一般戦災者」と呼 てこなかったのだから、 は、 Ŕ 決 府 在外 敗 被 0 の前年に特別給付金が支給されているのだから、 領域 (戦直 害を放置 財産損失の場合は、十分ではないとしても、 に事案を差し戻すことで、 引揚者と同様程度の応急援護を受けた以外、 したまま受忍を強いていることにはならない。 立法や行政措置を促しているのならばともかく、 その無策を司法府が追認し、被害者たちに対し受忍 五七年の給付金支給に加えて、 補償義務なしと司法判断が下されて 戦後、 しかし、 国から援護措置を受け 空襲被害者の場合 立法府および行 最高裁

という意味において、二重に「受忍」を強いられていることになるのである。 ばれる被害者たちは、 戦争被害を受けたことのみならず、その後、国から放置されてきた

時「日本国民」であったという理由で、受忍論が適用されている。つまり、これら「元日 の要件を理由に、日本人と同様の援護措置を受けることができない。にもかかわらず、当 とされているが、被害に対する補償・援護施策が講じられることによって、「受忍すべきも の」ではなくなった。旧植民地出身者の元軍人・軍属に関しては、国籍条項や戸籍法適用 軍人や軍属が受けた被害も、他の国民が受けた被害と同様に「受忍すべきもの」である

本人」は、幾重にも被害を「受忍」させられていることになるのである。

ある。そのなかで旧植民地出身者と「一般戦災者」だけが、立法府と行政府による補償・ 合いを低くすることは可能であったし、特定の被害者たちに対しては、そうしてきたので されてきたのである。 忍論が掲げるかにみえる「損害の公平負担」原則は、受忍論の適用によって実質的に否定 援護措置が講じられないなか、司法府からも受忍義務を言い渡されてきたことになる。受 が事実であったとしても、その後、援護や補償の措置を講じることによって、「受忍」の度 たとえ戦時中や占領期当時、すべての国民が被害を「受忍しなければならなかった」の のである。

5 司法判断の政治的効力

違い、 暴力手段を独占しており、 にも法律論であるかに映るが、受忍論は法律論を装った政治論であるといえる。 国家のスピーチアクト(発話行為)としてとらえるべきである。個人間で起こる発話行為と 返し援用されることによって、判例としての地位を確たるものにした。そのため、 在外 田 $: 164)^{\circ}$ 国家 は憲法学者として、受忍論を「憲法解釈回避のための逃げ口上」であると批判する 財産補償請求事件を通して生み出された受忍論は、その後の戦後補償関連訴訟で繰 の発話行為には強制力が伴うということを忘れてはならない。 しかし、解釈回避という司法の消極主義としてではなく、 徴税、 徴兵や刑罰を住民に対して合法的に強いることができる 憲法を無効化する 国家は合法的な

題 在 外財 項の趣旨につい 玉 の転換がなされている。この「ところで」という接続詞は、最高裁判決という「法の発 家 産損失を国が補償すべきという前提自体が成り立たないことを理由に「憲法二九条 の発話 の強制力を念頭に置きながら、 て判断するまでもなく」と述べているが、 リーディング・ケースを今一度みてみよう。 その直後に「ところで」と話

話」を通しつつも、事案を法の内的領域から臨界領域に移動させる効果を持つ。

抑 法 ら、 態に訴えることで、 する立法は通常許されないし、もしそのような事態が生じた場合、司法府がそれを是正す 域に事案を移動させていることとは性質を異にする。永田も指摘するように、憲法に違反 のなかで展開することができた。これは、立法裁量論が司法判断の領域から立法判断の領 るが、非常事態に訴えることによって、最高裁の大法廷において全員一致で下された判決 下の平等、生存権の尊重など、 ょ るからである。司法権力が受忍論を唱えることで、法の適用範囲を超法 る余地 ,圧的な権力行使をしたとしても、非合法行為として法の裁きを受けることはまずな の内部でも外部でもない臨界領域に移される。そこでは、 って可能となる。受忍論は、 法の臨界領域への移行は、事案を「国家の存亡にかかわる非常事態」の下に置くことに このような非常事態の特徴を受忍論は呈している。日本国憲法下にありながら、非常事 日本国憲法下では本来容認されえない規範を正当化することができるのである。 はある。しかし、いったん非常事態が宣言されると、平時の法は停止され、事案は 国民に戦争被害を耐え忍ぶよう命じる国家の超法規的権 日本国憲法の根幹ともいえる価値規範を否定する論理であ 平和主義だけでなく、主権在民、基本的人権の尊重、法の 国家が国民の人権を制限 規的 限を正当化す 制 限しなが

を「受忍」させ続ける効果を持つのである。

忍論は を脱した後も被害を忍受するよう国家が要請しているのである。受忍論の本質は、 家 犠 終了後に主権が回復して「非常事態」を脱した後も、 行為によって引き起こされた被害を耐え忍ぶよう国家が命じる発話だという点にある。受 かれている超憲法的措置を是認することは同じではない。受忍論で説かれているのは、 態が生じる可能性は否定できない。しかし、非常事態の可能性を認めることと受忍論で説 か い。そうではなく、「犠牲を耐え忍ぶ」ことは不可避であると主張して、実質上、非常事態 の人 の非常事態において国民が「被害を強いられる」ことが避けられないということではな .牲は我慢すべきであると考える人もいるだろう。確かに戦争という非常事態下では何ら 玉 **、権制限は避けがたいだろうし、日本国憲法下にあるからといって、何らか** 国民が国家に対して責任追及することを許さず、被害を黙って受け入れさせ、戦争 があってこそ国民が自由や権利を享受できるのだから、国家存立のためには多少の 非常事態の領域を創出しながら被害 の非常事 国家の 玉

役割」『地球社会統合科学』二三(二)、一一一二九頁を加筆修正したものである。 付 本稿は、 拙稿 (二〇一六) 「戦争被害受忍論 ―その形成過程と戦後補償制度における

《参考文献》

いて」『東京社会福祉史研究』三号

植野真澄(二〇〇九)「戦傷病者戦没者遺族等援護法の立法過程の考察 木村文書に見る厚生省関係資料に

植野真澄(二○一○)「戦傷病者戦没者遺族等援護法の立法過程の考察(その二)」『東京社会福祉史研究』四号

内閣総理大臣官房管理室編(一九七三)『在外財産問題の処理記録――引揚者特別交付金の支給』内閣総理大臣 坂本耕一 (一九八五) 「戦傷病者戦没者遺族等援護法-――制定前夜」『時の法令』 一二四八号

被爆者援護法令研究会(二〇〇三)『原爆被爆者関係法令通知集』ぎょうせい

官房管理室

《より深く知るために》

ジョルジョ・アガンベン(二〇〇一)『例外状態』未来社

青井未帆(二〇一二)「特別犠牲を強制されない権利――一般戦災者への補償と戦争被害受忍論について」戸松

波多野澄雄(二〇一一)『国家と歴史――戦後日本の歴史問題』中公新書 秀典・野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』有斐閣、一六五―一八六頁

池谷好治(二〇〇三)「一般戦災者に対する援護施策 ――自治体の論理・国家の論理」 『歴史評論』 三一号

永田秀樹(二〇〇七)「「戦争損害論」と日本国憲法・ 阿部照哉先生喜寿記念論文集』成文堂、一六一—一九九頁 ―最高裁判例の批判的検討」『現代社会における国家と法